

## 地上放送地域格差の解消

現在の地上テレビ放送では、47 都道府県のうち NHK を除く民放を 1 局しか視聴できない地域が 2 県、3 局以下の地域が 10 県も残っている状態であり、5 局以上を視聴できる大都市地域との格差が大きく、「いつでも、誰でも、どこでも情報を入手できる」という U-Japan の目標から遠く離れている。地上テレビは世帯視聴が平均一日 3 時間に及ぶ基幹メディアであり、このような地域格差を今後も存続させることは望ましくない。

地上デジタル放送のケーブル再送信あるいは IP マルチキャスト再送信によって、地上アナログ放送の終了が予定されている 2011 年までに上記格差をおおむね解消するよう措置するべきである。その際現存放送局の経営に及ぼす影響を緩和するため、たとえば当初数年間においては、再送信を「参入地域における未放送のチャンネルを、同地域から最短距離にある地域の放送から再放送する場合に限る」のように規制することも考えられる。

またこれに加え、「放送事業者は、いかなる地域においても未放送チャンネルの放送を実現するための再送信を妨げてはならず、またこれを妨げる合意・取り決めなどをおこなってはならない。」という規制も必要であろう。